資料２－１

２　サービス等利用計画サポートツールについて

サービス等利用計画は、相談支援専門員をはじめ利用者本人に関わる機関が、利用者本人のニーズを把握し、共通認識のもとで本人主体の生活が送れるよう支援するために必要なものです。

また、市町村は、サービス等利用計画を根拠として利用者本人の状況に沿った過不足のない適切な支給決定をすることになるため、相談支援の実践には、質の高いサービス等利用計画の作成が求められています。

サービス等利用計画の相互確認、向上（評価・点検）においては、利用者本人の生きがいや、やりがいなどの評価も考慮しつつ、行政（市町村）、相談支援事業者、関係者などが協働しながら、地域の実情に応じた仕組みを構築することが重要です。

（１）　サービス等利用計画作成に当たり必要な４つの視点

(ⅰ)利用者本人から…………本人のニーズや課題を達成するために本人ができる役割は明確か。

(ⅱ)相談支援事業者から……本人のニーズ、本人が意識していない隠れたニーズを相談支援専門員がくみとり作成しているか。PDCAサイクルに基づき、計画を評価し、実践しているか。

サービス提供事業所から…本人の目標に沿って個別支援計画を作成し、サービス提供を実践することができる計画となっているか。

(Ⅲ)行政（市町村）から……本人の状況に沿って必要な支援を過不足なく適切な支給決定をするための根拠となっているか。

(ⅳ)地域から…………………本人、相談支援事業者、サービス提供事業所、市町村等の連携により地域全体で支援することにつながる計画となっているか。

相談支援専門員は、本人のニーズを把握し、福祉サービスに限定しないあらゆるサービス及びインフォーマル支援を組み立てることが求められています。また、それらをサービス等利用計画に記載することで、利用者本人及び関係者が共通認識を持ち本人主体の生活を実践することができます。計画相談には、相談支援専門員の専門性やアセスメント力が求められます。

　前章で述べたとおり、大阪府では一事業所あたりの相談支援専門員数が、指定特定相談支援事業所で１．８人、指定障がい児相談支援事業所では１．９人となっており、相談支援専門員が複数配置されていない事業所が多数あるのが現状です。経験が少ない相談支援専門員やスーパーバイザーがいない事業所や地域も増えており、その専門性やアセスメント力をいかにフォローアップするかが、相談支援の質の向上を考えるうえで課題となっています。

その助けとなるツールとして、平成28年度大阪府ケアマネジメント推進部会では、「相互確認、向上（評価・点検）シート（仮）」、その簡易版の「チェックシート（仮）」を作成しました。

（２）　チェックの仕組み

　「相互確認、向上（評価・点検）シート（仮）」、「チェックシート（仮）」によるチェックの仕組みについて説明します。この節で紹介している仕組みは一例です。地域の実情に応じて活用の仕方は様々です。

１．チェックの目的

・相談支援専門員が利用者本人のアセスメントやニーズの把握をできているか確認する。

・市町村担当課が、本人の状況に応じた過不足のない適切な支給決定をするために確認する。

・本人がセルフプランを作成する際に、市町村職員や相談支援専門員がフォローする際に活用する。

・計画を作成した相談支援専門員が他の点検者と確認し合い、点検者によるスーパーバイズの機能をもたせる。

・本人が計画内容をチェックし、意見を述べることで、相談支援専門員へフィードバックする機会とし、本人のニーズに沿った計画及び本人に理解しやすい計画となっているか相互確認する。

２．チェックの対象

・新規及び更新時のサービス等利用計画（案）及び障がい児支援利用計画（案）等

３．チェック者・実施主体

・障がい福祉サービスを支給決定する市町村担当課

・基幹相談支援センター

・相談支援事業者

・利用者本人

４．チェックする場

・自立支援協議会相談支援等専門部会

・相談支援事業者連絡会

・相談支援専門員を対象とした研修

・相談支援事業者

・基幹相談支援センター

・市町村担当課の支給決定前

・相談支援専門員が計画作成する際の自己点検

＜活用する場面例＞

・市町村担当課…新規・更新の支給決定時に点検し、作成者に意見を返す。市町村担当職員が共通認識をもって支給決定するためのツールとする（職員によって判断にばらつきが生じることを回避）。

・自立支援協議会の専門部会（相談支援部会など）…事業者や利用者本人、市町村も交えて計画の内容の確認、各立場からのポイントの摺合せ。

・相談支援事業所連絡会…事例検討等研修の機会に「チェックシート（仮）」及び「相互確認、向上（評価・点検）シート（仮）」を参考にサービス等利用計画を作成してもらい、アンケートをとる。

・基幹相談支援センター…市町村担当課が支給決定する前にチェックする。記載内容について事業者にフィードバックする。スーパーバイズも兼ねる。

・セルフチェック…相談支援専門員が、計画作成時に、その記載内容が適切かどうか点検する。

・セルフプラン…市町村担当課や相談支援事業所がセルフプランの作成支援をする際に、チェックツールとする。

・介護ケアプラン…介護ケアプランに障がい福祉サービスを記載する際の参考とする。

＜チェック結果の取扱い＞

自立支援協議会や相談支援事業所連絡会、その他の研修の際、「チェックシート（仮）」や「相互確認、向上（評価・点検）シート（仮）」を参考にサービス等利用計画を作成してもらい、アンケートをとって効果測定し、課題を再点検する。

（３）シートについて

＜チェックシート（仮）＞

・計画作成にあたっての大事なポイントを要点のみ記載。

・チェック者が意見を記載して作成者にフィードバックできるよう「総合コメント」欄を作成。

＜相互確認、向上（評価・点検）シート（仮）＞

・計画案様式の各項目ごとに、「記載のポイント」「具体例」「コメント」を提示。

・記載のポイントは、利用者本人の視点、支給決定の根拠、サービス提供事業所の視点から、適切な記載内容であるかどうか確認するためのポイント。

・具体例は、「支給決定・計画作成マネジメント調査事業（みずほ情報総研株式会社）」「大阪府相談支援ハンドブック」より抜粋。

・「適切度チェック」は『とても適切』、『適切』、『過不足あり』の三段階とし、視覚的にわかりやすいよう顔マークを使用。適切度の基準は一例。各市町村においては、「記載のポイント」などを参考にし、地域の実情を考慮したうえで適切度の判断をしていただきたい。

◆スーパービジョン（スーパーバイズ）とは　　　　※この注釈をどこかで入れる！

・スーパービジョン

　　継続した利用者支援の向上を目標に、管理・教育・支持の３機能を用いて、スーパーバイザーとスーパーバイジーが協同して課題に取り組み、またその成果を利用者支援に反映させる一連の展開を通して、ソーシャルワーカーとしての能力を高めていく過程。

・スーパーバイジー

　　ソーシャルワーク実践の利用者に関わる直接支援者

・スーパーバイザー

　　スーパーバイジーの教育者としての役割を担いつつ、ソーシャルワーク実践との関係では利用者を間接的に支援

（加藤由衣「ソーシャルワーク教育におけるスーパービジョンの位置」，福祉社会研究 8, 81-95, 2007）

・スーパービジョンの要点

　①対人支援の原則を伝える、②全体像をとらえてみせる、③支援の方向性を示す、④価値や意義を指摘する、⑤実践技術を伝える、⑥問題解決を導く、⑦役割分担を示唆する、⑧関連情報を伝える、⑨限界を設定する、⑩才能を発見して強化する

　　（野中猛「ケアマネジメント実践のコツ」筒井書房，2001）